

【表紙】

|            |                                                                                                  |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                                                                                            |
| 【提出先】      | 関東財務局長                                                                                           |
| 【提出日】      | 平成28年6月29日                                                                                       |
| 【会社名】      | 株式会社Minorityソリューションズ                                                                             |
| 【英訳名】      | Minority Solutions Co.,Ltd.                                                                      |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 北村 正人                                                                                    |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル17階                                                                       |
| 【電話番号】     | (03)3345-0601                                                                                    |
| 【事務連絡者氏名】  | 経営企画室長 藤田 壮太                                                                                     |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル17階                                                                       |
| 【電話番号】     | (03)3345-0601                                                                                    |
| 【事務連絡者氏名】  | 経営企画室長 藤田 壮太                                                                                     |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社Minorityソリューションズ大阪支社<br>(大阪市中央区安土町一丁目8番15号 野村不動産大阪ビル10階)<br>株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1【提出理由】

平成28年6月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月28日

### (2) 当該決議事項の内容

#### 第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、改正会社法という。)により、新たな機関設計として監査等委員会設置会社への移行が可能となったことから、取締役会の監査・監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の健全性と効率性を高めるため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、当該移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除、その他の変更を行うものであります。

改正会社法により、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が業務執行取締役等でない取締役に変更されたことに伴い、社外取締役に限らず、取締役として有用な人材の招聘を行うことができるよう、責任限定契約の対象の変更を行うものであります。なお、この規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

その他、上記変更に伴い必要となる条数等の変更を行うものであります。

#### 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、滝澤正盛、北村正人、大吉哲夫、清水陽子、和氣茂、森下祐治、小山眞一、新田聡を選任するものであります。

#### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、松本亨、松本眞和、酒井宏暢、菱川浩一郎を選任するものであります。

#### 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、年額200,000千円以内(うち社外取締役分20,000千円以内)と定めるものであります。

なお、上記取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものとします。

#### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額60,000千円以内と定めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項                                    | 賛成（個）  | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合（％） |
|-----------------------------------------|--------|-------|-------|------|----------------|
| 第1号議案<br>定款一部変更の件                       | 68,176 | 83    | 0     | （注）2 | 可決 99.88       |
| 第2号議案<br>取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件     |        |       |       |      |                |
| 滝澤 正盛                                   | 68,094 | 165   | 0     | （注）3 | 可決 99.76       |
| 北村 正人                                   | 68,095 | 164   | 0     |      | 可決 99.76       |
| 大吉 哲夫                                   | 68,093 | 166   | 0     |      | 可決 99.76       |
| 清水 陽子                                   | 68,094 | 165   | 0     |      | 可決 99.76       |
| 和氣 茂                                    | 68,016 | 243   | 0     |      | 可決 99.64       |
| 森下 祐治                                   | 68,017 | 242   | 0     |      | 可決 99.65       |
| 小山 眞一                                   | 67,981 | 278   | 0     |      | 可決 99.59       |
| 新田 聡                                    | 67,996 | 263   | 0     |      | 可決 99.61       |
| 第3号議案<br>監査等委員である取締役4名選任の件              |        |       |       |      |                |
| 松本 亨                                    | 68,075 | 184   | 0     | （注）3 | 可決 99.73       |
| 松本 眞和                                   | 68,047 | 212   | 0     |      | 可決 99.69       |
| 酒井 宏暢                                   | 68,078 | 181   | 0     |      | 可決 99.73       |
| 菱川 浩一郎                                  | 67,669 | 590   | 0     |      | 可決 99.14       |
| 第4号議案<br>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件 | 68,009 | 250   | 0     | （注）1 | 可決 99.63       |
| 第5号議案<br>監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件          | 67,986 | 273   | 0     | （注）1 | 可決 99.60       |

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛成、反対及び棄権の確認ができた議決権の数の集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算しておりません。

以 上